

議案第 26 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

佐倉市南部よもぎの園

2 指定管理者となる団体

佐倉市青菅 1019 番地

社会福祉法人千手会 理事長 恵 下 均

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 30 日提出

佐倉市長 巖 和 雄